

債権管理実務研究会 特別セミナーのご案内

リスクマネジメント入門講座 下請法・独禁法コンプラ編

～近時の課題 転嫁円滑化パッケージも触れて～

【開催趣旨】

▶下請法や優越的地位の濫用は、取引の様々な場面で問題になります。取引上の力関係が企業間の交渉に影響を及ぼすことは日常的によくみられます。そのような場面で、「相手が応じているから問題がない」と思っていると、下請法や優越的地位の濫用という「落とし穴」にはまり、当局の調査に対応する負担が生じるだけでなく、企業名を公表されて「下請けイジメをした会社」という不名誉なレッテルを貼られることになりかねません。また、最近では、取引価格交渉の場面でも「下請けイジメをした会社」という不名誉なレッテルを貼られるリスクが生じています。政府が公表した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関連した調査が行われて、公正取引委員会が、労務費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議しなかったことなどを理由に、13社の社名を公表し、また、経済産業省が、約150社について取引先の中小企業との価格交渉や転嫁への取組状況を評価して公表したのも、記憶に新しいところです。

▶このように、コンプライアンス・リスク管理の観点から、下請法や優越的地位の濫用規制について正確な知識を身に付ける必要があります。一方で、下請法で禁止されている行為は多岐にわたっており、また、優越的地位の濫用に当たり得る行為も広範なものとなっているために、苦手意識を持つ方、嫌煙されてしまう方も多いと思います。

▶そこで、本講座では、下請法や優越的地位の濫用規制の全体像と、それらの勘所を解説することにより、「落とし穴」がどこにあるかといった感覚を身に付けていただくことを目的としています。また、この機会に併せて、その他の独占禁止法の規制の概要についても解説します。

【主要講義項目】

第1 総論・下請法・独占禁止法の全体像

第2 下請法の重要ポイント 1 下請法に違反すると？/2 下請法の対象となる取引/3 親事業者の禁止行為/4 親事業者の4つの義務

第3 優越的地位の濫用の重要ポイント 1 優越的地位の濫用に違反すると？/2 優越的地位の濫用の判断枠組み/3 濫用行為に当たる行為

第4 その余の独占禁止法の規制の概要 1 不公正な取引方法・私的独占/2 不当な取引制限/3 企業結合規制

第5 下請法・優越的地位の濫用の近時の課題 1 転嫁円滑化施策パッケージ/2 問題とされる2つの行為類型

(講義時間：3時間30分・収録日：2023年8月29日)

●講師紹介● 村上 亮 弁護士（日比谷総合法律事務所）

2004年京都大学法学部卒業、2006年神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻修了、2018年神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了（博士（法学））。2013年から5年間公正取引委員会に任期付職員として勤務した経験があり、独禁法、下請法等を専門とし、独禁法違反事件・下請法違反事件の当局対応、独禁法関わる訴訟・相談対応等を得意とする。著書として、「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい 2012年）（分担執筆）、「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアルー債権別解決手法の手引きー」（第一法規 2010年）（分担執筆）。

◇お申込要領・注意事項◇

本セミナーは WEB 配信を予定しているセミナーです。後日メールにて視聴案内をお送りします。

◆視聴期間：2月9日（金）～3月11日（月）（申込期限：3月4日（月））

◆受講料：19,800円（税込）/1名

- 本セミナーで、WEB 配信する際は、「Vimeo」を利用します。視聴制限等がないかご確認の上、お申し込みください。
- FAX（0362626802）もしくはメール（saiken-kanri@shojihomu.co.jp）にて必要事項を記載の上、お申し込みください。
- 請求書はにメールにてご案内予定です。
- ご記入の個人情報は、(株)商事法務の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 都合により、受講資格を制限し、お申込みできない場合がございます。
- 視聴先 URL 送付後（お申込みから3営業日以内）のキャンセルは一切受け付けておりません。

住所 〒

法人名

メールアドレス

部署名

電話番号

受講者名

備考欄

◇運営概要・年会費等◇

■「債権管理実務研究会」は、年会費制で主に、与信管理・債権管理・回収関係のセミナーを開催する部門として、1982年に(株)商事法務（当初は、(株)商事法務研究会）に設置されました。現在上場会社を中心に、延べ210社に加入していただいております。

■審査・法務・財務部門等に関わる実務担当者を対象に、現在では、設立当初の内容に加え、取引関係・財務・リスクマネジメント関連その他、企業で実務を担当している方向けに多様なセミナーおよび会員懇談会を開催しております。現在は、会場開催以外にWEBセミナーも提供しております。

■ご入会は、法人単位のため、1社複数名、複数部門の方にご参加

いただけます。会員区分（東京地区・大阪地区）ごとにご参加いただけます。別会社（子会社、関係会社等）の方のご参加いただけませんので、ご注意ください。

■入会期間は1年間です。以降は自動更新となり、毎年同時期に年会費請求書をお送りします。更新を希望しない場合にはその旨を事務局までご連絡ください。

■月々の「会合のご案内」は、前月中にメールでご案内している他、HPから随時更新している情報をご確認いただけます。東京地区は年間120時間（月に3-5回）、大阪地区は60時間（月に1-3回）のセミナーを開催・配信しています。

(入会金) 33,000円 (年会費) 東京地区 198,000円/大阪地区 132,000円 (いずれも税込価格)

◆ご不明な点は下記までお問い合わせください◆

＜＜トライアル参加＞＞

＜＜ご入会＞＞

＜＜最新情報＞＞

問合せ先 株式会社商事法務 債権管理実務研究会事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階
EMAIL: saiken-kanri@shojihomu.co.jp
TEL: 03-6262-6764 / FAX: 03-6262-6802
URL: https://saiken.shojihomu.co.jp

